

問 適用事業報告、36協定や1年単位の変形労働時間制に関する協定などは、それぞれの事業場ごとに締結し、届け出なければならないとされてい

ますが、例えば、支店か事業とは、工場、鉱山、事務所、店舗などのように一定の場所において、相関連する組織のもとに業として継続的に行われる作業の「一体」をいうのであって、必ずしも経営上

明確に区別され、かつ、主たる部門と切り離すことによって労働基準法がより適切に運用できる場合には、その部門を一つの独立の事業とすることに

しかし、同一場所にあって一の事業として取り扱うことになります。例え

ば、新聞社の通信部のようないし事務能力等を勘案して一つの事業という程度に独立性がないものと考えられるため、直近上位の事業場（支店）と一括して一つの事業として取り扱うこととなります。

直近上位の機構と一緒に制に関する協定などについての周知義務がありますので、常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付けるなどの方法により、労働者に周知を図る必要があります。

支店の管理下の出張所も事業場の届け出が必要か

一体をなす支店、工場等を総合した全事業を指称するものではありません。

一つの事業であるか否かについては、主として場

なります。例えば、工場内の診療所、食堂などの場合はこれに該当します。

なお、個々の労働者の業務による分割は認めな

設問では、場所的に分散しており、かつ、規模が著しく小さい出張所を開設したとのことです。この場合、組織的関連ないし事務能力等を勘案して一つの事業といふ程度に独立性がないものと考えられるため、直近上位の事業場（支店）と一括して一つの事業として取り扱うこととなります。

個別判断などで疑義が生じた場合には、所轄労働基準監督署の窓口でご相談ください。

労働○×クイズ

⑯

問 扶養家族の人数に関係なく

一律で家族手当を支払っている場合、その家族手当は割増

賃金の計算の基礎に入れなければならない。

答えと解説は21ページをご覧ください。

ら数キロ離れた（支店の管理下の）出張所を新規に開設した場合においては、平社員2人・パート労働者3人しか配置していないような場合でも、支店のほか出張所においても届け出が必要ですか。

質問にお答えします

時間制に関する協定などは、それぞれの事業場ごとに締結し、届け出なければならぬとされてい

ますが、支店か事業とは事務所（以下「事業」といいます）であるか否かで判断します。

事業とは、工場、鉱山、事務所、店舗などのように一定の場所において、相関連する組織のもとに業として継続的に行われる作業の「一体」をいうのであって、必ずしも経営上

明確に区別され、かつ、主たる部門と切り離すことによって労働基準法がより適切に運用できる場合には、その部門を一つの独立の事業とすることに

しかし、同一場所にあって一の事業として取り扱うことになります。例え

ば、新聞社の通信部のようないし事務能力等を勘案して一つの事業といふ程度に独立性がないものと考えられるため、直近上位の事業場（支店）と一括して一つの事業として取り扱うこととなります。

直近上位の機構と一緒に制に関する協定などについての周知義務がありますので、常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付けるなどの方法により、労働者に周知を図る必要があります。